

○（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）

改正案	現行
<p>（監査報告書等の記載事項）            第四条（略）            2～17            18（略）</p> <p>一 指定国際会計基準が国際会計基準（連結財務諸表規則第九十三            条に規定する国際会計基準をいう。以下この号及び次号において            同じ。）と同一である場合 国際会計基準</p> <p>二（略）            19・20（略）</p>	<p>（監査報告書等の記載事項）            第四条（略）            2～17            18（略）</p> <p>一 指定国際会計基準が国際会計基準（連結財務諸表規則第一条の            二第一項第一号二に規定する国際会計基準をいう。次号において            同じ。）と同一である場合 国際会計基準</p> <p>二（略）            19・20（略）</p>